

議案第60号

武藏野市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月3日

提出者 武藏野市長 小美濃 安 弘

武藏野市印鑑条例の一部を改正する条例

武藏野市印鑑条例（昭和52年7月武藏野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等) 第20条 第18条及び前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、規則で定めるところにより、自ら個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用	(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等) 第20条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、規則で定めるところにより、自ら個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。 <u>次条第1項において同じ。</u> ）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用	字句の改正 字句の追加

<p>電子証明書を記録したものに限る。) を使用して、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。) により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>者証明用電子証明書を記録したものに限る。<u>次条第1項において同じ。)</u> を使用して、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。) により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>字句の追加</p> <p><u>(証明書窓口受付端末機による印鑑登録証明の申請等)</u></p> <p><u>第21条 第18条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、規則で定めるところにより、自ら個人番号カード又は移動端末設備を使用して、市の電子計算機と電気通信回線により接続された証明書窓口受付端末機により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u></p> <p><u>2 第19条の規定にかかわらず、市長は、前項の規定による申請があったときは、印鑑登録証明書を交付するものとする。</u></p> <p>条の追加</p>
<p><u>第21条から第24条まで</u></p>	<p><u>第22条から第25条まで</u></p>	<p>条の繰下げ</p>

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(提案理由)

証明書窓口受付端末機の導入に伴うほか、所要の改正をするものである。